

輸入禁止・輸入制限技術目録の概要

～中国の安全保障貿易管理に関する制度情報
専門家による政策解説～

2022年1月

日本貿易振興機構（ジェトロ）

上海事務所

海外調査部

【免責条項】

本レポートは、森・濱田松本法律事務所に委託し、作成したものです。
本レポートで提供している情報は、ご利用される方のご判断・責任においてご使用下さい。
ジェットロでは、できるだけ正確な情報の提供を心掛けておりますが、本レポートで提供した内容に関連して、ご利用される方が不利益等を被る事態が生じたとしても、ジェットロおよび執筆者は一切の責任を負いかねますので、ご了承下さい。

中国の「輸入禁止・輸入制限技術目録」（以下、「本目録」）は、2021年11月に大幅な改正が行われました。2007年以来、14年ぶりの改正となります。本稿では、「本目録」の改正の概要および中国の技術輸入規制について解説します。

1. 技術の輸入規制

技術に関する輸出入管理は、「対外貿易法」¹およびその下位法である「技術輸出入管理条例」²に規定されています。

技術輸出入管理条例は、技術の輸入の「分類管理」を規定しています。すなわち、技術を「輸入禁止技術」「輸入制限技術」および「自由輸入技術」の3つのカテゴリに分けて、それぞれに対して異なる管理方法を定めています。このうち「輸入禁止技術」と「輸入制限技術」についてはリスト上の技術を規制対象とする「リスト管理」が行われており、「本目録」がそのリストに該当します。他方、「本目録」に含まれていない技術は、自由輸入技術に該当し、（他の法令等で制限されていない限り）原則として輸入が認められていますが、輸入契約ベースの登記管理が行われています³。

2. 本目録の沿革および内容

(1) 二度の改正

中国はWTO加盟（2001年12月）に伴い、技術貿易の開放措置として「技術輸出入管理条例」を制定しました。続いて「本目録」や、輸入制限技術の輸入許可手続き等を規定する「輸入禁止・輸入制限技術管理規則」等も制定しました。

「本目録」は2007年に見直しが行われ、その後14年ぶりとなる第2次改正が2021年に行われました（同年7月に意見募集稿公表、同年11月2日に改正後の「本目録」公布、即日施行）。「輸入禁止・輸入制限技術管理規則」も2009年に改正が行われました。2019年11月30日には再改正後の「輸入禁止・輸入制限技術管理規則」が公布され、2019年12月30日から施行されました。

商務部は、2020年11月に「本目録」の第2次改正を行う旨を明らかにした際、改正趣旨について、「技術貿易のビジネス環境を改善し、技術分野の国境を跨ぐ流動性を高めるべく、良好な環境を構築する。輸入を禁止・制限することが必要な国家安全、環境安全等に関わる技術項目は留保するものの、市場による調整作用をより強調し、輸入禁止技術および輸入制限技術の項目を削減する」と説明しています⁴。

¹ 1994年5月12日公布、2016年11月7日改正、施行。輸出入を制限、禁止する技術については、対外貿易法16条（輸出入制限・禁止貨物および技術）および17条（核・軍事貨物等の輸出入）に規定があり、輸出入を制限または禁止する貨物および技術の目録の制定公布について、同18条1項が規定しています。

² 2001年12月10日公布、2020年11月29日改正、施行

³ なお、「国务院対外貿易主管部門は、単独で、または国务院の他の関係部門とともに、国务院の認可を得て、対外貿易法第16条および第17条に規定する範囲内で、輸出入を制限または禁止する貨物および技術の目録以外の特定の貨物、技術の輸入または輸出の制限または禁止を暫定的に決定することができる」とされています（対外貿易法18条2項）。

⁴ 商務部サービス貿易司の陳春江司長は2020年11月に開催された「第3回中国国際輸入博覧会（CIIE2020）」において、「本目録」の改正作業を関係部門と共に進める旨を明らかにしました。本稿で記載した商務部コメントは、陳司長が「経済参考報」の取材に対して回答した内容を2020年11月9日付の同紙が報じたものです。

(2) 本目録の内容

「本目録」は、輸入禁止技術と輸入制限技術の2つの部分から構成されます。

また、「本目録」の冒頭には、技術の輸入を禁止・制限する際の参考原則が以下のとおり記載されています。

<技術の輸入を禁止する際の参考原則>

- (ア) 輸入後に中国の国家安全、社会公共利益または公共道徳に危害を与える技術
- (イ) 輸入後に人の健康もしくは安全、動物、植物の生命もしくは健康に重大な影響を与え、または生態環境を破壊する技術
- (ウ) 法律、行政法規の規定に基づき、輸入を禁止する必要がある技術
- (エ) 中国が締結または加盟する国際条約および協定の規定に基づき、輸入を禁止する必要がある技術

<技術の輸入を制限する際の参考原則>

- (ア) 輸入後に中国の国家安全、社会公共利益または公共道徳に不利な影響を与える技術
- (イ) 輸入後に人の健康もしくは安全、動物、植物の生命もしくは健康に一定程度、影響を与え、または生態環境を不利な影響を与える技術
- (ウ) 法律、行政法規の規定に基づき、輸入を制限する必要がある技術
- (エ) 中国が締結または加盟する国際条約および協定の規定に基づき、輸入を制限する必要がある技術

輸入禁止技術の参考原則について、改正前に記載があった「国の法律、行政法規の規定により廃止される生産工程技術」との原則が削除されました。また、輸入制限技術の参考原則については、「国内の特定産業を確立するため、または確立を速めるため、輸入を制限する必要があるもの」「国の国際金融上の地位および国際収支バランスを保つため、輸入を制限する必要があるもの」および「国の法律、行政法規の規定により産業政策に適合しない技術」との原則が削除されました。

「本目録」は、輸入禁止技術が10項目、輸入制限技術が14項目となり、改正前（輸入禁止技術が39項目、輸入制限技術が87項目）と比べて、規制対象技術が大幅に削減されました。

改正後の輸入禁止技術、輸入制限技術は次頁の表をご参照下さい。

なお、輸入禁止技術は、すべて改正前から輸入禁止技術とされていた項目です。

一方、輸入制限技術のうち、02 林業の「果物・野菜の鮮度保持技術」、27 医薬製造業の「高病原性の病原微生物」、65 ソフトウェアおよび情報技術サービス業の「高度偽造技術」および「データ暗号化技術」は、改正により新たに追加された項目になります。特に「65 データ暗号化技術」の項目で規制された「安全強度が256ビットを上回る暗号化アルゴリズムの暗号化技術」は、幅広い業種の企業に関係する可能性があり、注意する必要があります。

表 1. 輸入禁止技術

分野・技術名称	規制要点
26 化学原料および化学製品製造業	
農薬生産技術	高、中温ナトリウム法パラコート農薬生産技術
シアン化ナトリウム生産加工技術	シアン化ナトリウム生産におけるナトリウムアミド法およびシアン化ブラック（原文は「氰熔体」）加工技術
石油化学工業用水処理薬剤の配合	石油化学工業用水処理薬剤のリン系および有機リン系の配合
30 非金属鉱物製品業	
耐火材料技術	製品がクロムを含有し、または酸化クロム成分を含有する耐火材料技術
32 非鉄金属の冶金および圧延加工業	
シアン化法電解黄銅めっき連続作業ライン技術	シアン化法による電解黄銅めっき技術
36 自動車製造業	
自動車用フロンエアコンシステム技術およびアスベスト摩擦材製品技術	自動車用フロンエアコンシステム技術およびアスベスト摩擦材製品技術
38 電気機械および器材製造業	
有鉛絶縁塗料技術	有鉛絶縁塗料技術
ハロゲン含有銅被覆技術	ハロゲン含有銅被覆技術
電池製造技術	水銀・アルカリ・マンガン含有電池の設備および技術
フロン冷却技術	CFCs 物質を冷媒とする冷却製品技術 (例) 冷蔵庫、業務用冷蔵庫、圧縮機等

表 2. 輸入制限技術

分野・技術名称	規制要点
01 農業	
農業における遺伝子組換え生物の応用技術	現代生物技術手段により改良される遺伝子工学植物種子・種苗、動物種畜・種禽、水産種苗、微生物菌種
02 林業	
果物・野菜の鮮度保持技術	カルベンダジムを用いた果物・野菜の殺菌技術
17 紡績業	
捺染技術	1. 大浴比（生糸、毛糸生地専用染機を除く）、電気加熱、熱源および冷却水を回収利用しない染色加工技術 2. 塩素漂白、次亜塩素酸ナトリウム漂白およびフォルムアルデヒド含有量の高い後処理加工、有害な重金属粒子による染色等を服務染色加工技術
26 化学原料および化学製品製造業	
硫酸生産技術	1. 1 シリーズの年間生産可能量 60 万トンおよびそれ以下の、硫黄を原料とした硫酸生産技術 2. 1 シリーズの年間生産可能量 40 万トンおよびそれ以下の、硫鉄鉱を原料とした硫酸生産技術
顔料生産技術	3. 3' ジクロロベンジジン、ベンジジン系顔料生産技術
27 医薬製造業	
高病原性の病原微生物	「中華人民共和国輸入動物検疫疫病目録」の第一、二類動物疫病病種名録により制限される内容、「ヒト-ヒト間で伝染する病原微生物目録」の第一、二類病原微生物、および我が国においてまだ発見されておらず、もしくは既に根絶と宣言された病原微生物
34 通用設備製造業	
スピード印刷機（謄写版印刷機）製造技術	1. 精密機械加工製造技術 2. 金型加工技術
38 電子機械および器材製造業	
高エネルギー消費家庭用電気製品製造技術	高エネルギー消費の家庭用電気製品製造技術
電池生産技術	1. 一般的な亜鉛マンガン電池の生産技術

	2. 一般的な開放型鉛蓄電池の生産技術 3. ニッケルカドミウム電池の生産技術
44 電力、熱エネルギーの生産および供給業	
超臨界発電技術	超臨界ユニットの発電設備および周辺補助機械の製造技術
亜臨界発電ユニットの設計、製造技術	600 メガワット級以下の亜臨界ユニットの発電設備および周辺補助機械の設計・製造技術
65 ソフトウェアおよび情報技術サービス業	
高度偽造技術	筆跡偽造技術、音声偽造技術、画像偽造技術、映像偽造技術、生物学的特徴偽造技術およびその他の偽造技術、偽造の情報と偽造対象情報の類似度が70%を上回る
データ暗号化技術	安全強度が256ビットを上回る暗号化アルゴリズムの暗号化技術
66 通貨金融サービス	
人民元紙幣印刷用の偽造防止技術、加工技術	人民元紙幣印刷用の偽造防止技術、加工技術

3. 技術輸入規制の具体的な内容

(1) 規制の対象となる「技術輸入」

「技術輸出入管理条例」が規制の対象としている「技術輸入」とは、中国国外から中国国内に向けて、貿易、投資または経済技術協力の方法により、技術を移転する行為を指します。技術移転行為には、特許権・特許出願権の譲渡、特許の実施承諾、技術ノウハウの譲渡、技術サービスおよびその他の方式による技術移転が含まれます（「技術輸出入管理条例」2条）。

「その他の方式」というキャッチオール条項があり、理論上、あらゆる形の技術移転が規制対象となり得ます。例えば、貨物の輸入取引に伴い、当該商品の使用に関連する技術が同時に提供される場合、技術提供に関する契約を締結していなくても、技術移転、輸入が生じたとして、規制の対象となり得ます。また、物理的に技術情報の移転が生じていなくても、例えば、中国国内において外国の技術のデータベースにアクセスすることを可能にする場合でも、技術移転に該当すると判断される可能性があります。

(2) 分類管理

「本目録」に規定する輸入禁止技術に該当する場合、当該技術の輸入が禁止され、輸入することができません（「技術輸出入管理条例」9条）。

一方、「本目録」に規定する輸入制限技術に該当する場合、技術輸入についての実質的な交渉や契約の締結を行う前に、省レベルの商務主管部門⁵に対して技術審査を申請し、「技術輸入許可意向書」を取得する必要があります（「技術輸出入管理条例」11、13条）。また、技術輸入契約の締結後、省レベルの商務主管部門に契約書副本等所定の資料を提出して「技術輸入許可証」を取得して初めて輸入することができます（「技術輸出入管理条例」14条）。

また、自由輸入技術については、省レベルの商務主管部門に対して、技術輸入契約の登記申請を行い、契約登記証をもって、外貨、銀行、税務、税関等の手続きを行う必要があります。

⁵ 行政審査認可プロジェクトの取消および調整に関する第4回国务院決定（国発〔2007〕33号）において、輸出入制限技術許可の管理実施機関を従来の国务院対外経済貿易主管部門から省レベルの商務行政主管部門に移譲した。

(3) 罰則

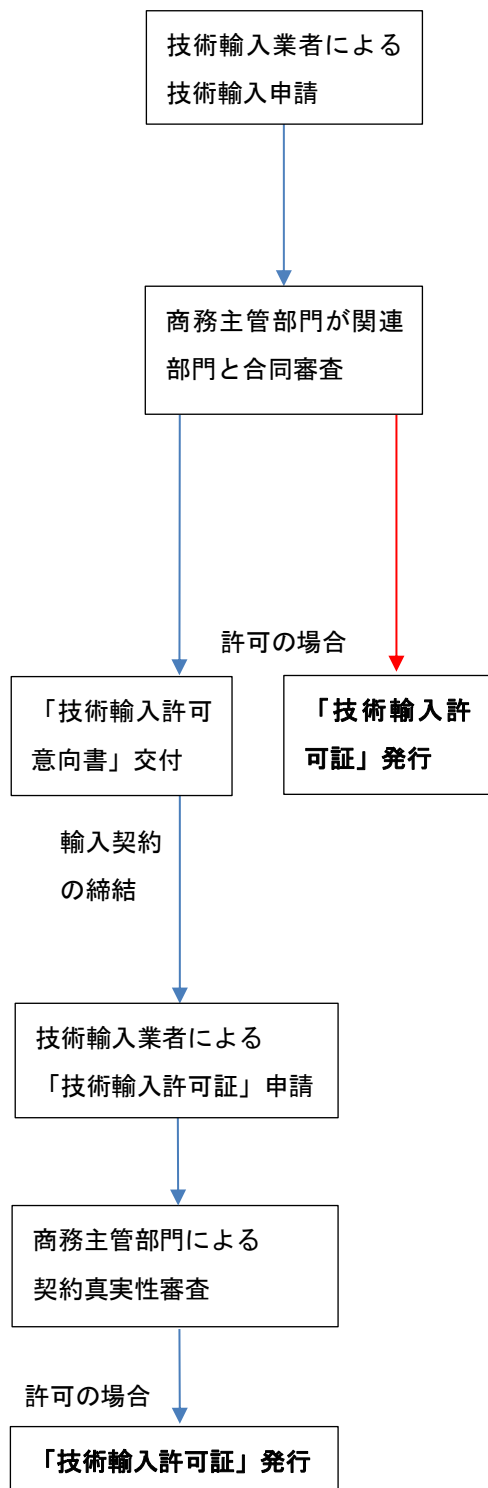
輸入禁止技術に該当する技術を輸入した場合、輸入制限技術に該当する技術を許可なく輸入した場合または許可された範囲を超えて輸入した場合、行政処罰として、警告、違法所得の没収または過料に処される可能性があります。このほか対外貿易経営許可が一時停止されたり、取り消される可能性もあります。また、その輸入行為が密輸罪、違法経営罪などの犯罪を構成する場合は、刑事罰の可能性もあります（「技術輸出入管理条例」43条、44条、「税関法」82条、87条）。

4. 輸入制限技術の輸入許可手続き

輸入制限技術の輸入許可手続きは、「輸入禁止・輸入制限技術管理規則」に詳しく規定されています。また、商務部は2021年6月に「[技術輸出入業務ガイドライン](#)」を公表し、提出書類等の具体的な内容を公表しています。法的拘束力はありませんが、実務上の重要な参考指針になります。

輸入制限技術の輸入許可手続きのプロセスは次頁の図をご参照ください。

図. 輸入制限技術の輸入許可手続きのプロセス



- (方式1) 技術輸入業者は、省レベルの商務主管部門に対して「輸入制限技術申請書」、関連技術の技術資料および説明資料、契約当事者（予定）の法的地位証明文書を提出
- (方式2) 既に輸入契約を締結している場合、同時に契約書副本およびその付属文書を提出

- (方式1) 省レベルの商務主管部門と関連部門は、輸入を申請する技術が輸入制限・禁止技術に該当するか等を審査
- (方式2) 輸入契約を締結している場合、地方の商務主管部門が同時に契約の真実性を審査

- (方式1) 申請書受領から 30 営業日以内に許可の可否を決定、「技術輸入許可意向書」を交付
- (方式2) 申請書受領から 40 営業日以内に許可の可否を決定、「技術輸入許可証」を発行

- (方式1) 対外的に技術輸入契約を締結
「技術輸入許可意向書」の有効期間は 3 年間

- (方式1) 「技術輸入許可意向書」、契約書副本およびその付属文書、契約締結当事者双方の法的地位証明文書を省レベルの商務主管部門に提出

- (方式1) 申請書類を受領してから 10 営業日以内に許可の可否を決定

- 「技術輸入契約書」は、「技術輸入許可証」の発行により効力を生じる（契約の発効要件）
- 技術輸入業者は「技術輸入許可証」をもって外貨、銀行、税務、税関等の手続きを行う

森・濱田松本法律事務所

弁護士 石本 茂彦

弁護士 鈴木 幹太

中国律師 柴 巍

レポートをご覧いただいた後、アンケート（所要時間：約 1 分）にご協力ください。

<https://www.jetro.go.jp/form5/pub/ora2/20210070>



本レポートに関するお問い合わせ先：
日本貿易振興機構（ジェトロ）
海外調査部 中国北アジア課
〒107-6006 東京都港区赤坂 1-12-32
TEL：03-3582-5181
E-mail：ORG@jetro.go.jp